

【解説】新型コロナ患者（疑い含む）の保険請求

注）陽性者の二類感染症患者入院診療加算（電話・オンライン）及び疑い患者の二類感染症患者入院診療加算（電話・オンライン）は発熱外来等でなくても算定は可能です。

（文責：長崎県保険医協会 電話095-825-3829）

1. 患者の状態による請求例

(1) 新型コロナの疑いで来院した患者の外来診療

保険診療	感染症公費 ^⑧
<ul style="list-style-type: none"> ●初・再診料（各加算も請求可） ●院内トリアージ実施料（300点） ●二類感染症患者入院診療加算（250点） ●鼻腔・咽頭拭い液採取（25点） ●風邪症状等に対する治療 	<p>【当日検査→結果陰性】</p> <p>（検査公費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●検査実施料（抗原・PCR） ●検査判断料
<ul style="list-style-type: none"> ●初・再診料（各加算も請求可） ●院内トリアージ実施料（300点） ●二類感染症患者入院診療加算（250点） ●鼻腔・咽頭拭い液採取（25点） 	<p>【当日検査→結果陽性】</p> <p>（検査公費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●検査実施料（抗原・PCR） ●検査判断料 <p>（療養公費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●救急医療管理加算1（950点） ●コロナに対する投薬などの治療
<p>[1日目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●初・再診料（各加算も請求可） ●院内トリアージ実施料（300点） ●二類感染症患者入院診療加算（250点） ●鼻腔・咽頭拭い液採取（25点） ●風邪症状等に対する治療 <p>[2日目]～[療養終了]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コロナ以外の投薬等 	<p>【検査委託→翌日陽性】</p> <p>（検査公費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●検査実施料（抗原・PCR） ●検査判断料 <p>（療養公費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再診料（加算も含む） ●院内トリアージ実施料（300点） ●救急医療管理加算1（950点） ●コロナに対する投薬等

(2) 新型コロナの疑いで来院し、みなし陽性と判断された患者の外来診療

保険診療	感染症公費 ^⑧
<ul style="list-style-type: none"> ●初・再診料（各加算も請求可） ●院内トリアージ実施料（300点） ●二類感染症患者入院診療加算（250点） 	<p>（療養公費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●救急医療管理加算1（950点） ●コロナに対する投薬等

(3) 新型コロナの疑いで電話診療し、みなし陽性と判定された患者の電話診療

保険診療	感染症公費 ^⑧
<ul style="list-style-type: none"> ●電話等初・再診料（214点又は73点） 	<p>（療養公費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コロナに対する投薬等 ●（電話）二類感染症患者入院診療加算（250点） ●重症化リスクが高い患者に対する電話等による診療（147点）

(4) 新型コロナ陽性患者（確定・みなし陽性含む）の外来診療

保険診療	感染症公費 ^⑧
<ul style="list-style-type: none"> ●コロナ以外の投薬等 	<p>（療養公費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●初・再診料（加算も含む） ●院内トリアージ実施料（300点） ●救急医療管理加算1（950点） ●コロナに対する投薬等

(5) 新型コロナ 自己検査又はPCRセンターで陽性、陽性者判断センターからの外来診療

保険診療	感染症公費 ^㉔
● コロナ以外の投薬等	(療養公費) ● 初・再診料 (各加算も請求可) ● 院内トリアージ実施料 (300点) ● 救急医療管理加算 1 (950点) ● コロナに対する投薬などの治療

(6) 新型コロナ 自己検査又はPCRセンターで陽性、陽性者判断センターからの電話診療

保険診療	感染症公費 ^㉔
● コロナ以外の投薬等	(療養公費) ● 電話等初・再診料 (214点又は73点) ● (電話) 二類感染症患者入院診療加算 (250点) ● 重症化リスクが高い患者に対する電話等による診療 (147点) ● コロナに対する投薬等

(7) 陽性診断(みなし陽性含む)後に別の医療機関を受診した患者の外来診療

保険診療	感染症公費 ^㉔
● コロナ以外の投薬等	(療養公費) ● 初・再診料 (各加算も請求可) ● 院内トリアージ実施料 (300点) ● 救急医療管理加算 1 (950点) ● コロナに対する投薬等

(8) 往診や訪問診療を行い、当日検査し陽性

保険診療	感染症公費 ^㉔
● 初・再診料 (各加算も請求可) ● 往診料又は訪問診療料 ● 院内トリアージ実施料 (300点) ● 鼻腔・咽頭拭い液採取 (25点)	(検査公費) ● 検査実施料 (抗原・PCR) ● 検査判断料 (療養公費) ● 救急医療管理加算 1 (2,850点) ● コロナに対する投薬等

◎ 新型コロナ陽性患者の往診・訪問診療について；

※ 往診・訪問診療：救急医療管理加算 1 (診療報酬上臨時的取扱) (COV・往診等) 2,850点が算定できる。

※ 診療時間内に往診した場合、緊急往診加算が算定できる。

(9) 新型コロナ陽性患者の往診

保険診療	感染症公費 ^㉔
	(療養公費) ● 初・再診料 (各加算も請求可) ● 往診料 (要件を満たせば緊急往診加算も可) ● 院内トリアージ実施料 (300点) ● 救急医療管理加算 1 (2,850点) ● コロナに対する投薬等

(10) 新型コロナ陽性患者の訪問診療

保険診療	感染症公費 ^㉔
	(療養公費) ● 訪問診療料 ● 院内トリアージ実施料 (300点) ● 救急医療管理加算 1 (2,850点) ● コロナに対する投薬等

(11) ラゲブリオ・パキロビッドを投与する場合

- ※ラゲブリオ・パキロビッドに係る患者自己負担分は公費の対象となる（入院は感染症法、外来等は予算事業が適用）。
- ※登録センターから無料で提供されたラゲブリオは、一般流通後必要な患者に投与することができる。ただし、薬剤費については、いかなる場合であっても、患者に自己負担を求めることや、保険者へ診療報酬することはできない。

(12) 新型コロナ検査とインフルエンザ検査を同一患者に行う場合

保険診療	感染症公費 ^⑧
インフルエンザウイルス抗原定性	SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）
インフルエンザ核酸検出	SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託） SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託以外）

- ※「Covid-19の疑い」と「インフルエンザの疑い」の傷病名で同時に算定できる。
- ※同時に検査できる抗原キット及び同一検体を用いた場合は検査公費、別々のキットや別々の検体を用いた場合はコロナ検査が検査公費、インフルエンザ検査は保険請求となります。判断料は免疫学的検査判断料又は検体検査実施料のどちらとも1回算定できる。

2. 診療報酬上臨時的取扱いの主な算定要件

院内トリアージ実施料	300点	113032950	「COVID-19診療の手引き」に沿って院内感染対策を行う
救急医療管理加算1（外来診療）	950点	180065850	陽性患者に対面で診療を行った場合に算定する（乳幼児加算400点、小児加算200点も算定可）。
救急医療管理加算1（往診等）	2,850点	180065650	陽性患者にコロナに係る診療を往診又は訪問診療で行う場合（乳幼児加算400点、小児加算200点も算定可）。
緊急往診加算	325点～850点		在宅の陽性患者にコロナ関連の往診を診療時間中（概ね8:00～13:00）に行った場合
二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱い）	250点	113033650	コロナ疑いの患者を対面診療する。（※）
二類感染症患者入院診療加算（電話等初診料・診療報酬上臨時的取扱い）	250点	111014170	初診の陽性患者を電話診療
二類感染症患者入院診療加算（電話等再診料・診療報酬上臨時的取扱い）		112024170	再診の陽性患者を電話診療
電話等による診療（新型コロナウイルス感染症・臨時的取扱い）	147点	113044550	重症化リスクが高い陽性患者に対する診療（高齢者・妊婦・ワクチン未接種・悪性腫瘍・慢性呼吸器疾患・肥満・高血圧症・脂質異常症・糖尿病・脳血管疾患・喫煙歴等）（※）

- ・（※）自治体HP公表の発熱外来又は保健所からの委託医療機関に限る。
- ・太字は22年11月から変更あり。「4」を参照

3. 公費番号

外来診療時のコロナ関連公費の優先順位は、①検査公費、②療養公費の順になる。
 検査公費負担番号は医療機関所在地で異なる。
 長崎・佐世保市を除く長崎県 28420503
 佐世保市 28422509
 長崎市 28421501
 療養公費負担番号は28420602、受給者番号は検査・療養公費とも9999996

4. コロナ疑い患者への「二類感染症患者入院診療加算（250点）」、コロナ陽性患者への「電話等による診療（147点）」が延長に

2022年11月以降の取り扱い

令和4年10月末までとされていた、①コロナ疑い患者に対面診療を行った場合の「二類感染症患者入院診療加算（250点）」と、②コロナ陽性患者に電話等による診療を行った場合の「電話等による診療（147点）」が、算定要件が変更された上で延長になった。診療時間を延長するなど、新要件を満たさなければ算定できないので注意が必要である。

なお、新要件の要件を満たすために、診療時間を拡充したり、発熱外来の時間を1週間に8枠以上対応したり、過去に通院歴がない患者も診療対象としたりした場合など、これまで県に届け出た内容を変更する場合は変更届（様式第2号）が必要です。

【変更届】長崎県ホームページトップ→分類で探す→福祉・保健 感染症→医療関係者のみなさまへ（新型コロナ関連）→診療・検査医療機関の指定について

(1) コロナ疑い患者への

二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱） 250点 113033650

【算定要件】（令和4年11月1日から令和5年2月末までの取扱い）

①～④のいずれかに該当する医療機関であって、コロナ疑い患者を外来診療した場合に算定できる。

- ①令和4年10月13日以降に、新たに「診療・検査医療機関」として県から指定され、その旨がホームページに公表されている場合。
 - ②10月13日時点の同時間と比べて1週間あたり30分以上拡充した場合。
 - ③過去に通院歴の無い患者も新たに発熱外来の『診療対象患者』として拡充した場合。
 - ④発熱外来の時間を1週間に8枠以上対応している場合
（例）『発熱外来の時間』を午前1時間、午後2時間設けている場合は、午前1枠、午後1枠、合計2枠とカウント
- ※二類感染症患者入院診療加算（電話等初診料・再診料/診療報酬上臨時的取扱）250点は11月以降も継続して算定できる。
※院内トリアージ実施料（診療報酬上臨時的取扱）300点は引き続き算定できる。

(2) 電話等による診療（新型コロナウイルス感染症・臨時的取扱）147点 113044550

【算定要件】（令和4年11月1日から令和5年3月末までの取扱い）

①～④の要件を全て満たした場合に、コロナ陽性患者への一連の診療において、初回の電話等による診療の実施時に限り（初回時のみ）、重症化リスクが高い陽性患者に対する「電話等による診療（147点）」を算定できる（②～④は新たに追加された要件）。

- ①県のホームページに「診療・検査医療機関」として公表されている医療機関又は保健所等から健康観察に係る委託を受けている医療機関、のいずれかであって、重症化リスクの高いコロナ陽性患者（入院外・略）に対して電話等でコロナに係る診療を行う場合。
- ②電話等によりコロナに係る診療を行うことが可能である旨を自院や自治体のホームページ等で公表した場合。
- ③インフルエンザに対応する体制を有している場合。
- ④以下のいずれかに該当する場合。
 - (1)既に電話等によるコロナ陽性患者への診療を行っていた医療機関であって、下記のいずれの時間帯にも電話等によるコロナ陽性患者への診療が可能な体制を有している。
 - ア 1週間に8枠以上（枠の取り扱いは上記「(1)」を参照）
 - イ 表示する診療時間以外の時間、土曜日、休日の中で合計週3時間以上。
 - (2)11月1日以降から12月31日までの間に、新たに電話等によるコロナ陽性患者への診療を開始した医療機関。